



伊勢崎市告示第212号

字の区域の廃止及び字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市内の字の区域を廃止し、及び字の区域を変更したので同条第2項の規定により別紙のとおり告示する。

なお、この字の区域の廃止、及び字の区域の変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日から生ずるものとする。

令和8年10月5日

伊勢崎市長 臂

泰



変 更 調 書

大字	字	地 番
境小此木	南塚越	5 2 2 の 1、5 2 5 の 1、5 2 5 の 3、5 2 5 の 4、5 2 5 の 7、5 2 6 の 1、5 2 6 の 2、5 2 7、5 2 8 の 2、5 2 8 の 3、甲 5 2 8、5 2 9、5 3 0、5 3 1 の 1、5 3 1 の 2、5 3 2 の 4、5 3 4、5 3 5 の 1、5 3 5 の 2、5 3 6 の 1、5 3 6 の 3、5 3 6 の 4、5 3 7 から 5 3 9 まで、5 4 0 の 2、5 4 1、5 4 2 の 1 から 5 4 2 の 3 まで、5 4 3、5 4 4、5 4 9、5 5 0 の 1、5 5 1 から 5 5 5 まで、5 5 6 の 1、5 5 7 の 1、5 5 8 の 1、5 5 9 の 1、5 6 0 の 1
	熊野	5 6 4 の 1 から 5 6 4 の 3 まで、5 6 5 の 1、5 6 5 の 2、5 6 6、5 6 7 の 1、5 6 7 の 2、5 6 8 の 1、5 6 8 の 3、5 6 9 の 1、5 6 9 の 2、5 7 0 の 2、5 7 1 の 1、5 7 1 の 2、5 7 3 の 1、5 7 3 の 2、5 7 4 の 1 から 5 7 4 の 5 まで、5 7 5 の 1 から 5 7 5 の 3 まで、5 7 6 の 1、5 7 6 の 3、5 7 6 の 4、5 7 7 の 1、5 7 7 の 2、5 7 8 から 5 9 0 まで、甲 5 9 1、乙 5 9 1、5 9 2 の 2 から 5 9 2 の 4 まで、甲 5 9 2 の 1、乙 5 9 3 の 1 から 乙 5 9 3 の 3 まで、5 9 6 の 6、6 0 1、6 0 2 の 1、6 1 9 の 2
	前久保	8 0 0 の 1 2 から 8 0 0 の 8 2 まで、8 0 0 の 8 6 から 8 0 0 の 1 4 5 まで、8 0 0 の 1 6 1 から 8 0 0 の 1 6 6 まで、8 0 0 の 1 9 5、8 0 0 の 1 9 6、8 0 1 から 8 3 8 まで、8 4 0 から 8 5 0 まで、8 5 1 の 1 から 8 5 1 の 3 まで、8 5 2、8 5 3 の 1 から 8 5 3 の 3 まで、8 5 4 の 1 から 8 5 4 の 3 まで、8 5 5 の 1 から 8 5 5 の 3 まで、8 5 6 から 8 6 2 まで、8 6 3 の 1 から 8 6 3 の 3 まで、8 6 4 の 1 から 8 6 4 の 3 まで、8 6 5 の 1 から 8 6 5 の 3 まで、8 6 6 の 1 から 8 6 6 の 3 まで、8 6 7、8 6 8 の 1、8 6 8 の 2、8 6 9 の 1、8 6 9 の 2、8 7 0 から 9 2 4 まで、9 2 5 の 1、9 2 6 の 1、9 2 7 の 1、9 3 0 の 1、9 3 1、9 3 2、9 3 3 の 1、9 3 5 の 1、9 5 0 の 1、9 5 1 の 1、9 5 2 の 1、9 5 4 の 1、9 5 5 の 1、9 5 6 から 9 9 5 まで、9 9 6 の 1、9 9 6 の 2、9 9 7 の 1、9 9 7 の 2、9 9 8 の 1、9 9 8 の 2、9 9 9 の 1、9 9 9 の 2、1 0 0 0 から 1 0 0 4 まで、1 0 0 5 の 1、1 0 0 5 の 2、1 0 0 6 から 1 0 0 9 まで、1 0 1 0 の 1、1 0 1 0 の 2、1 0 1 1 の 1、1 0 1 1 の 2、1 0 1 2 の 1、1 0 1 2 の 2、1 0 1 3 の 1、1 0 1 3 の 2、1 0 1 4、1 0 1 5 の 1、1 0 1 5 の 2、1 0 1 6 の 1、1 0 1 6 の 2、1 0 1 7 の 1、1 0 1 7 の 2、1 0 1 8 の 1、1 0 2 1 の 1、1 0 2 2 の 1、1 0 2 4 の 1、1 0 2 5 の 1、1 0 2 7 の 1、1 0 2 8 の 1、1 0 2 9、1 0 3 0、1 0 3 1 の 1、1 0 3 5 の 1、1 0 3 5 の 3、1 0 3 7 の 1、1 0 3 8 の 1、1 0 3 8 の 2、1 0 3 9 の 1、1 0 3 9 の 2、1 0 4 0 の 1、1 0 4 0 の 2、1 0 4 1 の 1、1 0 4 1 の 2、1 0 4 2、1 0 4 3 の 1、1 0 4 3 の 2、1 0 4 4 の 1、1 0 4 4 の 2、1 0 4 5 の 1、1 0 4 5 の 2、1 0 4 6 の 1、1 0 4 6 の 2、1

	047の1、1047の2、1048の1、1048の2、1049の1、1049の2、1050から1061まで、1062の1、1062の2、1063の1、1063の2、1064の1、1064の2、1065の1、1065の2、1066の1、1066の2、1067の1、1067の2、1068の1、1068の2、1069の1、1069の2、1070の1から1070の3まで、1071の1から1071の3まで、1072の1、1072の2、1073の1、1073の2、1074の1、1074の2、1075の1、1075の2、1076の1、1076の2、1077、1078、1079の1、1079の2、1080の1、1080の2、1081、1082の1、1082の2、1083の1、1083の2、1084、1085、1086の1、1086の2、1087の1、1087の2、1088から1091まで、1092の1、1092の2、1093から1097まで、1104の2、1105の2、1106の2、1107の1、1107の2、1108の1、1108の2、1109、1110、1111の1から1111の3まで、1112の1から1112の3まで、1113の1、1113の2、1114の1、1114の2、1115の1、1115の2、1116の1から1116の3まで、1117から1177まで、1178の1、1178の2、1179の1、1179の2、1180から1183まで、1184の1、1184の2、1185の1、1185の2、1186の1、1186の2、1187の1、1187の2、1188の1、1188の2、1189の1、1189の2、1190の1、1190の2、1191、1192の1、1193の1、1194の1、1195の1、1202の1、1203の1、1205の1、1206から1251まで、1252の1
子開	1259の1、1260の1、1261の1、1263の1、1264から1270まで、1271の1、1272の1、1273から1288まで、甲1289、乙1289、1290から1296まで、甲1297、乙1297、1298から1322まで、1325から1331まで、1336から1339まで、1361
己開	1362から1384まで、1385の1、1385の2、1386から1430まで、1431の1、1432の1、1433の1、1442の1、1443の1、1444の1、1445の1、1449から1537まで、1538の1、1538の2、甲1539、乙1539、甲1540、乙1540、1541の1、1541の2、1542、1543、甲1544の1、甲1544の2、乙1544、1545の1、1545の2、甲1546、乙1546、1547から1570まで、甲1571、乙1571、1572、1573
原	1643の2、1644の3

	立野下	1733の3、1734の1、1734の2、1735から1753まで、1754の1、1754の2、1755の1、1755の2、1756から1770まで、1772から1776まで、1777の1、1777の2、1778の1、1778の2、1779の1、1779の2、1780の1、1780の2、1781の1、1781の2、1782の1、1782の2、1783から1791まで、甲1792、乙1792、1793から1800まで、1807の2、1808、1809の1、1810の1、1811の1、1811の3、1811の4、1812、1813の1、1813の2
	富士塚	1883から1886まで、1887の1、1888の1、1890の1、1891の1、1892から1897まで、1898の1、1899、1900の1、1905の2、1906の1、1907の1、1908から1913まで、1914の1、1926の1、1927の1、1928の1、1929の1、1934の1、1935の1、1936の1、1937、1938の1、1938の2、甲1939、乙1939、1940から1945まで、1948、1949、1955の1

上記区域（同区域に隣接介在する道路である市有地の全部及び字諏訪ノ木の道路である市有地の全部並びに水路である国有地の全部を含む。）の字を廃止する。

大字	字	地 番
境島村	北向	12の1、12の2、12の13、12の18から12の23まで、199の2、231の1、231の2、232の1、232の3、262の1、262の2、263の2から263の6まで、甲263の1、264の1から264の3まで、265の1、372の1

上記区域(同区域に介在する道路である市有地の全部を含む。)を境小此木に変更し、字を廃止する。

変 更 理 由 書

土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）に基づく県営境小此木東部土地改良事業の施行に伴い、地区内の区画及び形状を改めた結果、字の区域を廃止し、及び字の区域を変更する必要性が生じたため。

事 業 の 概 要

- | | | |
|---|-------|-----------------|
| 1 | 事 業 名 | 県営境小此木東部土地改良事業 |
| 2 | 事業主体 | 群馬県 |
| 3 | 事業年度 | 令和 2 年度～令和 8 年度 |
| 4 | 事業面積 | 3 2 . 5 ha |

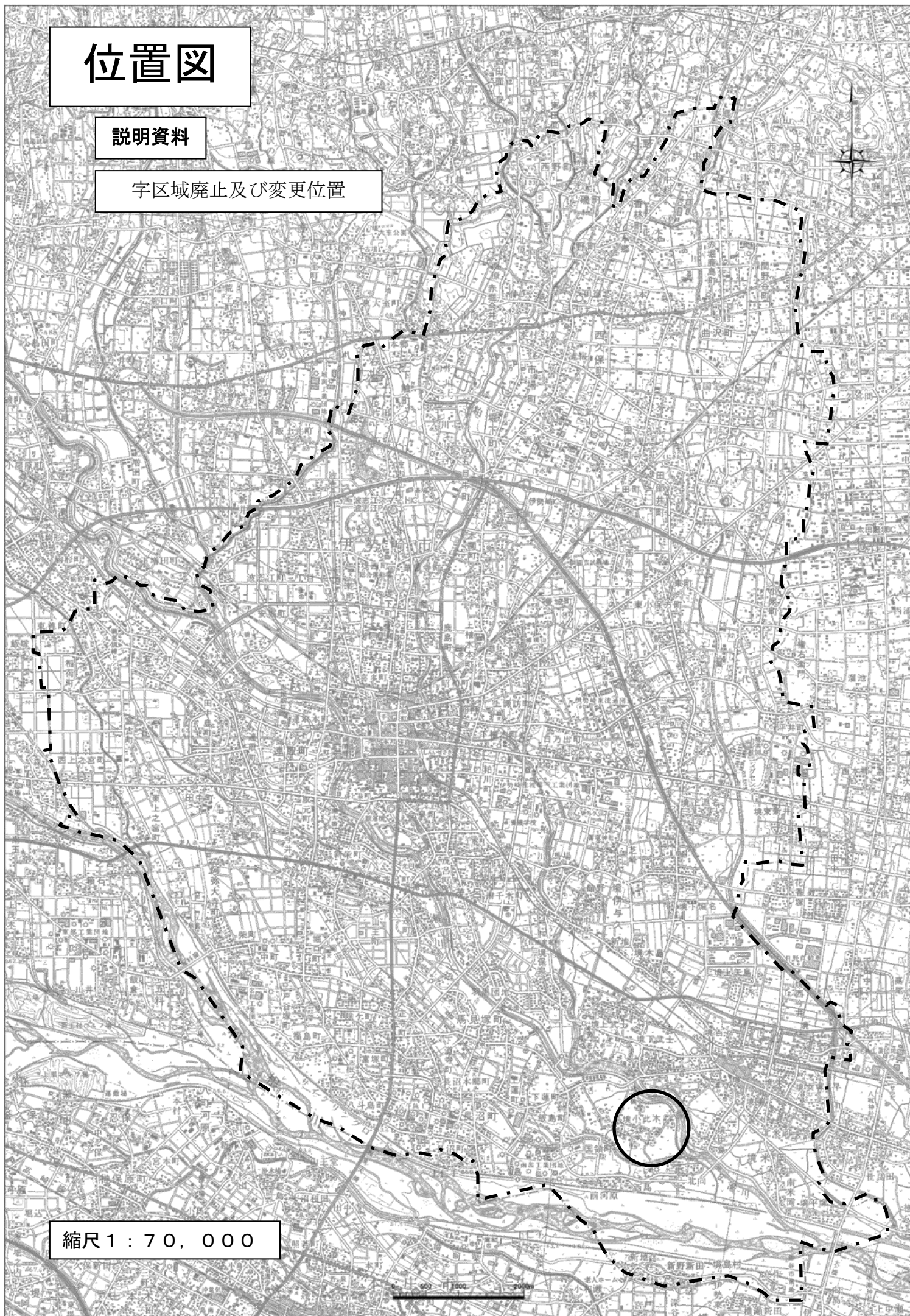
位置図

説明資料

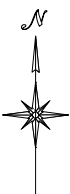
字区域廃止及び変更位置

縮尺 1 : 70,000

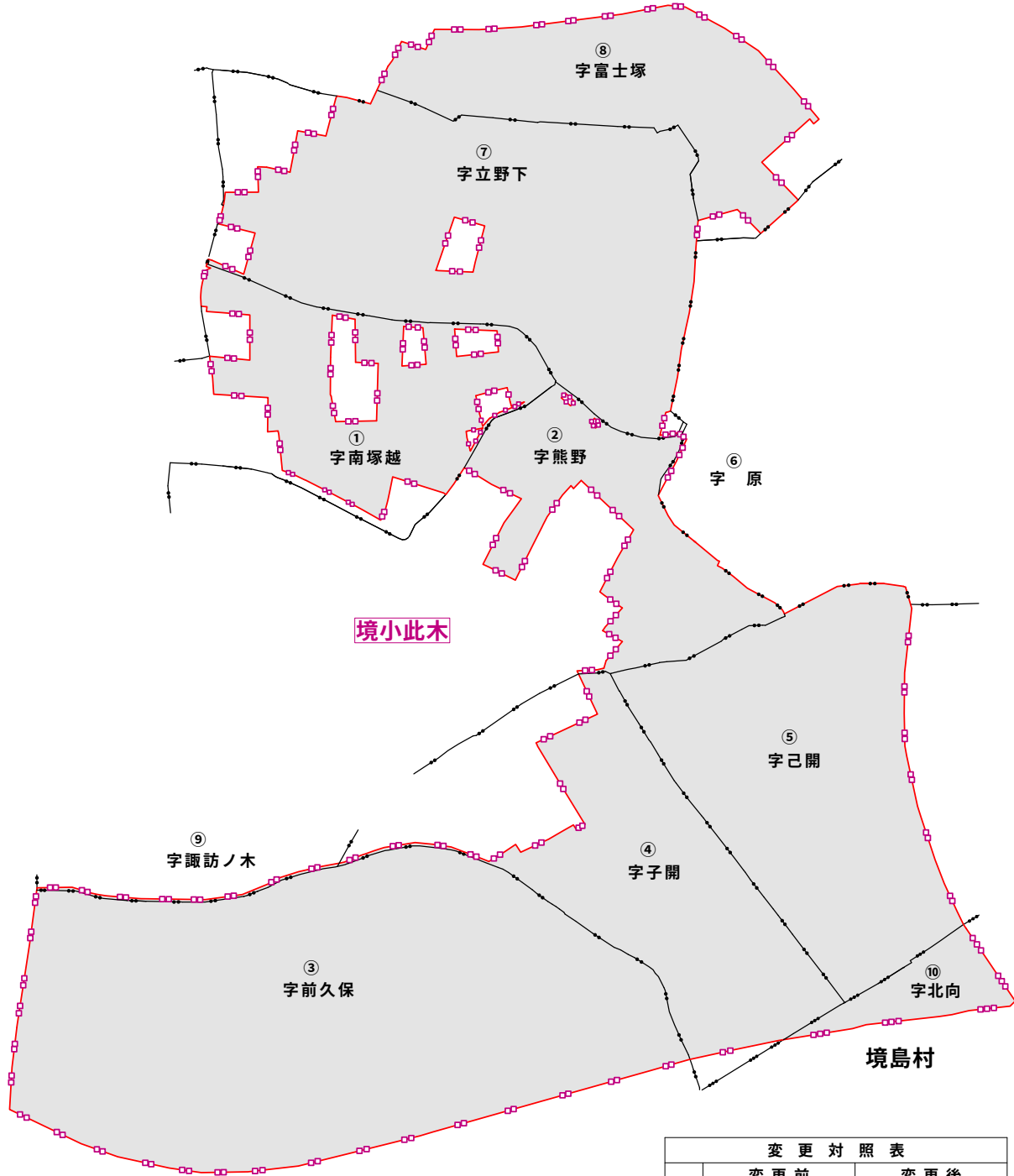
0 500 1000 2000m



県営境小此木東部土地改良事業 字区域変更概要図



伊勢崎市



変 更 対 照 表				
区域	変 更 前		変 更 後	
	大 字	字	大 字	字
①	境小此木	南 塚 越	境小此木	—
②	境小此木	熊 野	境小此木	—
③	境小此木	前 久 保	境小此木	—
④	境小此木	子 開	境小此木	—
⑤	境小此木	己 開	境小此木	—
⑥	境小此木	原	境小此木	—
⑦	境小此木	立 野 下	境小此木	—
⑧	境小此木	富 士 塚	境小此木	—
⑨	境小此木	諏訪ノ木	境小此木	—
⑩	境 島 村	北 向	境小此木	—

凡	例
変更前大字界	—●●●—
変更後大字界	—□□□—
変更前字界	—●●—
変更後字界	—□□—
地 区 界	—